

中国の知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈の解説



北京魏啓学法律事務所
(中国知財法律事務所)

李 美燕
中国弁護士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争及び技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績及び経験を積んでいる。李美燕氏は2011年に入所し、商標権侵害紛争事件、模倣品対策、知財契約関連などのいろいろな知財に関する法律業務を取り扱う。

【概要】

2021年3月3日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈（以下「解釈」という）」を公布し、同日施行した。「解釈」は、裁判基準を明確にすることにより、各級の法院が懲罰的賠償を正確に適用するよう指導し、深刻な知的財産権侵害行為を処罰することを目的としており、知的財産権民事案件における懲罰的賠償の適用範囲、「故意」と「情状が深刻であること」の認定、算定基数、倍数の確定等について具体的に規定している。

【詳細及び留意点】

1. 懲罰的賠償とは

懲罰的賠償とは、被侵害者が被った実際の損失範囲を超えて賠償を科することを言う。知的財産権分野では、2013年に改正された「商標法」、2015年に改正された「種子法」が先駆けて懲罰的賠償ルールを確立し、2019年に改正された「不正競争防止法」、2020年に改正された「専利法」、「著作権法」などの知的財産権法も懲罰的賠償条項を追加した。さらに2020年に公布された「民法典」が知的財産権の懲罰的賠償制度を定めたことにより、全ての知的財産権分野において懲罰的賠償が認められることとなった。

懲罰的賠償の倍数について、「商標法」、「専利法」、「著作権法」、「不正競争防止法」の何れも1倍以上5倍以下と定めている。

2. 懲罰的賠償の適用範囲

「解釈」第1条によれば、全ての知的財産権訴訟案件において懲罰的賠償が適用されることはなく、被告が故意に侵害しており、かつ、情状が深刻であると原告が主張し、被告に懲罰的賠償責任の負担を命じる判決を法院に請求してはじめて、その懲罰的賠償の請求が法院に審査・適用されるようになる。すなわち、懲罰的賠償を適用するためには、法院が職権により適用することができず、原告から主張する必要がある、かつ、「故意」という主観要件と「情状が深刻である」という客観要件を満たさなければならない。

3. 主観要件--「故意」の認定について

「解釈」第3条においては、知的財産権侵害の故意を認定した際、法院は侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態および関連製品の知名度、被告と原告または利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮すべきと定めたほか、次の各号に掲げる事由に該当する場合、被告の知的財産権侵害が故意を有すると初步的に認定できると示している。

- 1) 被告が原告または利害関係者からの通知、警告を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を引き続き実施した場合。
- 2) 被告またはその法定代表者、管理者が原告または利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者である場合。
- 3) 被告が原告または利害関係者と労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合。
- 4) 被告が原告または利害関係者と業務上のやり取りがあるかまたは契約の締結等のために交渉したことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合。
- 5) 被告が海賊版、登録商標冒用行為を実施した場合。
- 6) その他故意と認定できる状況。

上記各号は、「侵害の故意を有する」と初步的に認定できる参考事由で、上記以外にも様々な事由があり得る。最終的に認定した際は、当事者より提出した証拠に基づき、侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態および関連製品の知名度等に結び合わせてケースバイケースで考慮しなければならない。

4. 客観要件--「情状が深刻である」との認定について

「解釈」第4条においては、知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、訴訟における権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮すべきと定めたほか、被告が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、情状が深刻であると認定することができるとしている。

- 1) 権利侵害により行政処罰を受けたか、または法院に責任を負う旨の判決を受けた後に、同一または類似の権利侵害行為を再び実施した場合。
- 2) 知的財産権侵害を業としている場合。
- 3) 権利侵害に係る証拠を偽造、毀損または隠蔽した場合。
- 4) 保全裁定の履行を拒否した場合。
- 5) 権利侵害により獲得した利益または権利者の被った損害が巨大である場合。
- 6) 権利侵害行為が国家安全、公共利益または人身の健康に危害を与える恐れがある場合。
- 7) その他情状が深刻であると認定できる状況。

第4条も第3条同様に、定義と認定できる参考事由という方式で「情状が深刻である」ことについて示している。特に、3)と4)は訴訟中における権利侵害者の行為要素として挙げられているが、侵害者が訴訟において裁判所の裁定を履行しないか、証拠を偽造するなどの不誠実な行為を実施した場合、情状が深刻であると認められ、最終的に懲罰的賠償が科される可能性が高くなった。

5. 「懲罰的賠償額の算定基数」について

「解釈」第5条によれば、懲罰的賠償額を確定するにあたって、それぞれの関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額または権利侵害により

獲得した利益を算定基数としなければならない。法律に別途の規定がある場合を除いて、当該基数には、権利侵害を制止するために支払った合理的な支出が含まれない。また、実際の損害額、違法所得額、権利侵害により獲得した利益の算定がいずれも難しい場合、当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定するとともに、これを懲罰的賠償額の算定基数とする。

また、法院が法により、被告に対してその把握している権利侵害に関連する帳簿、資料の提出を命じ、被告が正当な理由なくその提供を拒否したかまたは虚偽の帳簿、資料を提出した場合、法院は原告の主張および証拠を参考にして懲罰的賠償額の算定基数を確定することができる。民事訴訟法第111条に規定する事由に該当する場合には、法により法的責任を追究することもできる。帳簿提出命令は「商標法」、「専利法」等にも定められており、最近の司法実務においてよく利用されており、仮に侵害者が正当な理由なく帳簿等の提出を拒否したり、虚偽な資料を提出した場合には、立証妨害となり、自分に不利な結果を受けるようになる。

6. 「懲罰的賠償の倍数」の確定について

「解釈」第6条によれば、懲罰的賠償の倍数を確定するにあたって、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さ等の要素を総合的に考慮しなければならない。同一の権利侵害行為により既に行政過料または刑事罰金が科されかつ執行が完了したことにより、被告が懲罰的賠償の責任の減免を主張した場合、法院はこれを支持しないが、倍数を確定する際に総合的に考慮することができる。

7. 留意点

- 1) 「商標法」第63条1項および「不正競争防止法」第17条3項には「悪意」という表現があるが、「解釈」第1条2項により、「故意」と「悪意」は一致することが説明されている。
- 2) 「解釈」第2条によれば、懲罰的賠償は原告の請求によりその適用が審査されるので、訴訟提起時に懲罰的賠償を主張するのが好ましく、遅くとも一番の法

廷弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加しなければならない。もし、二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、法院は当事者の自由意思の原則に基づき調停可能であるが、調停が成立しなかった場合、原告は別件で訴訟を提起する必要がある。

【ソース】

最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈

(中国語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/interpret20210303.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210303.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)